

# 山梨県公報

第二百八十号

令和四年

四月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………一八九

### 公告

○落札者の決定について(二件)……………一八九

○土地改良区役員の内任……………一九〇

○公共測量の実施(三件)……………一九〇

○基本測量の終了(二件)……………一九〇

### 教育委員会

○一般競争入札について……………一九一

### 人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一九二

### 監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………一九二

### その他

○あっせん員候補者の告示……………二一七

## 告示

### 山梨県告示第百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 指定の年月日 令和四年四月十九日

二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字白土井二千二百五十九番十一

三 指定道路の幅員 五・〇メートル

## 公告

四 指定道路の延長 三十四・五〇メートル

### ●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る患者移送業務委託

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県知事直轄組織感染症対策企画グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和四年三月二十八日

四 落札者

(一) 名称 佐川急便株式会社

(二) 住所 東京都昭島市拝島町四一八一

五 契約金額 六千七百九十九万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年三月十四日

### ●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
  - (一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る検体搬送業務委託
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県知事直轄組織感染症対策企画グループ
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月二十八日
- 四 落札者
  - (一) 名称 佐川急便株式会社
  - (二) 住所 東京都昭島市拝島町四一八一
- 五 契約金額 六千七百十九万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年三月十四日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	田中久雄	中央市東花輪千八百七十九番地一	令和四年四月八日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十八日

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県韮崎市神山町武田地内外
- 三 測量の期間 令和四年四月二十五日から令和五年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路管理）
- 二 測量の地域 富士・東部建設事務所所管区域全域
- 三 測量の期間 令和四年五月九日から令和五年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路管理）
- 二 測量の地域 富士・東部建設事務所吉田支所の所管区域全域
- 三 測量の期間 令和四年四月二十五日から令和四年十月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（国土広域情報修正）

- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月二十八日

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年四月二十八日

山梨県立図書館

副館長 清水 規与美

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県立図書館書架購入

- (二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和五年三月十七日（金）

4 納入場所 山梨県立図書館副館長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立図書館

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

- 第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 3 この公告に示す物品等を確実に納入できると山梨県立図書館副館長が認めた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和四年五月十七日（火）まで（山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）に定める山梨県立図書館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

- 五 入札手続等
- 山梨県甲府市北口二丁目八番地一 山梨県立図書館総務企画課

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和四年五月十三日（金）までの日（休館日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所
    - (一) 日時 令和四年六月九日(木)午後二時
    - (二) 場所 山梨県甲府市北口二丁目八番地一 山梨県立図書館交流ルーム101
  - 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
    - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
    - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
    - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
    - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
  - 6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 違約金の有無 有
  - 5 前払金の有無 無
  - 6 契約書作成の要否 要
  - 7 その他
    - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
    - (二) 詳細は、入札説明書による。
    - (三) 問合せ先 山梨県立図書館(電話〇五五―二五五―一〇四〇)

※ Summary

1 Name and quantity of the equipment to be required: The addition of

bookshelves in the stack 1 set  
 2 Date and time for tender: 2:00PM June 9, 2022  
 3 Bureau in charge: General affairs section, Yamanashi Prefectural Library, 8-1 Kitaguchi 2-chome, Kofu, Yamanashi 400-0024 Japan TEL. 055-255-1040

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十二号  
 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和四年四月二十八日

山梨県人事委員会 委員長 信田 恵三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第四の二の項第二号7中「海技士教育科」の下に「海技課程専修科若しくは航海専科又は」を加え、「及び海技課程専修科」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年四月二十八日

山梨県監査委員	中澤 和樹
同	小泉 久司
同	土橋 亨
同	水岸 富美男

定例監査（令和3年度上期分）

(1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和3年1月30日発行（山梨県公報号外第49号）山梨県監査委員告示第9号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	県民生活部 県民生活総務課（バスポートセンター）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月1日、7月30日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）	1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給額との区分を誤り（150/100で入力すべきところを125/100で入力等）、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。
	1) (発生日の検証結果) 該当所属における入力が誤っていたが、関係職員によるチェックが不十分であり、誤りに気づかないまま認定していた。当該職員がワケチン班との兼務により、例年を大幅に上回る時間外勤務をしており、通常あまり発生しない支給割合区区分となったことも原因の一つと思われる。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに誤りを修正し、追給を行った。また、該当所属の総括課長補佐に対し、改めて誤りがなかったか確認するよう依頼した。

監査対象機関	県民生活部 統計調査課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 2件（物品1、契約1）	1) 借用物品である小売物価統計調査員端末について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品引出調書が作成されていないかった。
	1) (発生日の検証結果) 当該占有物品について、引出調書については作成を失念し、新規の受入調書については作成不要と認識していた。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、占有物品全てについて確認し、占有期間終了後の物品については引出調書の作成、未記載の物品については受入調書の作成を行った。
2) Oracleソフト保守サービス委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、委託業者は、発注者である山梨県知事に対し、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないかった。	2) (発生日の検証結果) 契約書の情報セキュリティ特記事項の確認に不十分な点があった。 (今後の対応策等) 当該契約は令和2年度で終了しているため、今後同様の契約を行う場合は、契約書の情報セキュリティ特記事項について確認を徹底し、適正に執行する。

監査対象機関	リニア未来創造局	リニア未来創造・推進課（DX推進室）
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年8月3日、8月31日	
監査の結果	講じた措置	
<b>(指導事項)</b> 1件（重点事項1）	1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていないかった。	1) (発生日の検証結果) 休日の代休日の指定がなされなかった際、休日勤務手当の取扱について、十分把握ができていなかったため、人事給与システムへの入力が漏れていた。 (今後の対応策等) 予備監査後速やかにシステム入力を行い、支給不足があった職員については、令和3年10月に不足額を支給した。 今後は、週休日の振替及び休日の代休日指定に係る手続について、局内に周知徹底し、毎月のシステム入力時に複数人によるチェックを行い、再発防止に努める。

監査対象機関	総務部 人事課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件（収入1）	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 令和2年度分 先数 1件 125,525円
	1) (発生日の検証結果) 面談や電話により繰り返し返納を求めたが、これまで本人から返納されていない。 (今後の対応策等) 引き続き本人へ粘り強く督促していく。

監査対象機関	総務部 職員厚生課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月1日、8月24日
監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件（収入1）	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 恩給の過払金 過年度分 先数 1件 628,200円
	1) (今後の対応策等) 令和2年1月18日、債務者（保証人）が死亡。 令和3年3月、裁判所に相続放棄の照会をしたところ、遺族のうち子は相続放棄をしていることを確認。今後は、他の遺族（兄弟姉妹等）について、相続の状況を確認し、相続放棄していない場合は当該遺族に分納を依頼し、相続放棄が確認された場合は不納欠損の手続について出納局会計課等に確認して処理していく。

監査対象機関	総務部 資産活用課 (庁舎管理室)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月6日、8月24日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) 通常はイペントスベース使用日の前に使用料が入金されていることを確認すべきであったが、当該事案については、入金が未確認の状況で使用していたってしまった。 (今後の対応策等) イペントスベース使用日の前に入金状況の確認を徹底する。使用日時点で納付がない場合は早急に納付するよう厳重に指導し、納付が確認されるまで新規の利用手続を認めない。
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県庁内等行政財産使用料 令和2年度分 先数 1件 20,160円	

監査対象機関	総務部 行政経営管理課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月6日、8月24日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (物品1)	1) (発生原因の検証結果) 当該調査を作成する必要があることは、前任者から後任者に引き継ぎされていたが、後任者が対応を失念してしまった。 (今後の対応策等) 予備監査受検後、直ちに占有物品払出調査を作成した。 今後は、前任者から後任者への引継ぎ内容が、確実かつ速やかに実施されるよう、年度末から年度初めにかけて行う財務会計業務に係るチェックリストを作成し、担当者のほか前年度から引き続き在籍して状況を把握する職員との2名体制で確認を行い、担当課長補佐が最終的な確認をすることで、再発防止に努める。
1) 貸借借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調査が作成されていなかった。	

監査対象機関	総務部 市町村課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 契約書に係る特記事項の確認が不十分であり、提出書類の確認を怠っていた。 (今後の対応策等)
1) 住民基本台帳ネットワークシステム等に係る各種業務委託等契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨	

監査対象機関	防災局 防災危機管理課 (火山防災対策室)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月2日、7月13日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (重点事項1)	1) (発生原因の検証結果) 週休日の振替に関する勤務状況システムの確認が不十分であり、システムの修正入力を行わずに支給していた。 (今後の対応策等) 令和2年度に行われた週休日の振替の内容を確認し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給し、振替を行なった日における支給区分のまま過大支給されていた金額については、正しい入力の処理を行う。既に該当者からの問い合わせが完了している。 今後は、時間外勤務手当に関する規則に基づき事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。
異事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないものがあつた。	直ちに受託業者に指示し、受託業務に係る報告書を提出させた。 今後は、契約書類に不備がないよう提出書類の確認表を作成し、再発防止に努めるとともに、適切な事務が行われるよう担当者への引き継ぎを徹底していく。

監査対象機関	防災局 消防保安課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月15日、7月13日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (財産1)	1) (発生原因の検証結果) 借受財産については、賃貸借契約締結時点で規則に基づき移動報告を行うべきところ、事務手続の認識不足により報告が行われなかったもの。 (今後の対応策等) 予備監査での指摘後速やかに資産活用課あて移動報告を行うとともに、公有財産事務取扱規則の内容について課内で周知徹底を図った。
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	

監査対象機関	総務部 市町村課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日
監査の結果	謹じた措置
<b>(指導事項)</b> 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 契約書に係る特記事項の確認が不十分であり、提出書類の確認を怠っていた。 (今後の対応策等)
1) 住民基本台帳ネットワークシステム等に係る各種業務委託等契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨	

今後も規則等の内容についての周知に取り組み、契約更新時の事務に遺漏がないようにするなど、再発防止に努めていく。

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月3日、8月30日

監査の結果

**(指導事項)** 3件(重点事項3)

1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。  
 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないのがあった。  
 ②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。

③人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(25/1000で入力すべきところ125/1000で入力)、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。

2) 週休日と振替休日とならない休日が重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。  
 3) 代休の指定は、勤務時間が割られた日に休日相当たり、その休日に勤務を命じられ、休日に正規の勤務時間の全てを勤務することとなる場合に、当該休日に代わる日を指定する制度であるが、勤務時間が割り振られていない週休日に休日相当なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないにも関わらず、代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていなかった。

講じた措置

1) (発生原因の検証結果)  
 部内各課の振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とを幹事課でシステム上で確認する方法がないため、各課の入力のとおり支給してしまったことにより、手当の支給誤りが生じた。  
 (今後の対応策等)  
 今回の指導事項を踏まえ、支給されているものは支給し、誤って支給されているものは払い入を行った。  
 また、各課の担当に向けて事務処理の周知徹底を図るとともに、振替勤務の状況を紙ベースで提出を受けることにより、幹事課で振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とをチェックする体制を整えた。

2)、3) (発生原因の検証結果)  
 部内各課の振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とを幹事課でシステム上で確認する方法がないため、各課の入力のとおり支給してしまつたことにより、手当の支給誤りが生じた。  
 (今後の対応策等)  
 今回の指導事項を踏まえ、手当の支給を行った。  
 また、各課の担当に向けて事務処理の周知徹底を図るとともに、振替勤務の状況を紙ベースで提出を受けることにより、幹事課で振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とをチェックする体制を整えた。

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月28日、8月30日

監査の結果

**(指導事項)** 1件(収入1)

1) 収入について、次のとおり収入未済があった。  
 ①高齢者居宅等整備資金償還金  
 過年度分 先数 10件 9,762,389円  
 ②高齢者居宅等整備資金利子収入  
 過年度分 先数 10件 1,862,835円

1) (発生原因の検証結果)  
 当該資金の元金及び利子を滞納している借受人は10名、全て過年度分である。  
 借受人、連帯保証人とも高齢化しており、年金で生計を立てている等、経済的に困窮しているケースが多く、また、借受人・連帯保証人が死亡している者や借受人の相続人が相続放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑化かつ困難を来している。  
 (今後の対応策等)  
 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告時の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求める等、今後も引き続き適切な債権管理を行う。  
 特に、借受の際に必ず置くこととされている連帯保証人と折衝し、収入未済の早期解消に向けた取り組みを進めていく。

監査対象機関	福祉保健部 国保援護課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月28日、8月30日

監査の結果

**(指導事項)** 3件(契約3)

1) 次のとおり、契約書に定める取扱い及び記載内容に不備があった。  
 ①個人情報取扱特記事項に、受託業者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面で報告しなければならぬと定められているが、履行されていなかった。  
 ・保健指導向上支援事業に係るデータ作成業務委託契約書  
 ②情報セキュリティに関する特記事項に、受託等業者は、山梨県知事に対して、業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていなかった。

1) (発生原因の検証結果)  
 ①、②契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。  
 ③、「個人情報を取り扱う事務の委託基準」及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」に関する認識とチェック体制が不十分だった。  
 ・再委託の書面による承諾について契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。  
 (今後の対応策等)  
 ①、②子備監査日以降も契約が継続していた下記について次のとおり対応した。  
 ・国保事業費納付金等算定標準システムに係るオラクル保守サービス更新委託：書

<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導向上支援事業に係るデータ作成業務委託契約書</li> <li>・国保事業費納付金等算定標準システムに係るオラクル保守サービス更新委託契約書</li> <li>・援護システム機器等賃貸借契約書</li> </ul> <p>③個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を定める必要があったが、定められていなかった。また、再委託をする場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならぬと定められていたが、受託業者から再委託に係る承認申請書は提出されていたものの、書面による承諾がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・援護システムに係る運用支援委託契約書</li> </ul> <p>2) 前金払を行っている沖繩甲斐の塔維持管理業務委託及び戦没者納骨堂管理業務委託について、それぞれの契約書に基づく業務完了報告書の提出がされおらず、財務規則第122条に定める検査調書等も作成されていなかった。</p> <p>また、前金払を行っている戦没者納骨堂用地に係る土地賃借料について、検査調書等が作成されていなかった。</p>	<p>面での報告を受理済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・援護システム機器等賃貸借：報告は受け取ったものの内容が不十分であったため、現在内容について訂正等の対応を行っているところ。</li> </ul> <p>予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理についても、契約内容と提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>③指摘のあった契約については契約期間が満了していたため、予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理について、基準や契約内容の確認、提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。</li> <li>・「委託料、定期刊行物の代価等の前金払の適用について(通知)」に関する認識とチェック体制が不十分だった。</li> </ul> <p>(今後の対応策等)</p> <p>現在継続中の契約について、令和3年度検査分から確実に検査調書を作成する。予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理についても、通知や契約内容の確認、提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>「山梨県長期継続契約を締結することができるとする契約を定める条例の運用について」に関する認識とチェック体制が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該条項を追加するための変更契約に係る手続の準備を行っているところであり、令和3年度中に変更契約を締結する。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月29日、8月30日
	監査の結果
	講じた措置

<p>(指注事項) 2件(収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分)</p> <p>②児童福祉施設費負担金</p> <p>③育精福祉センター使用料</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入</p> <p>⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金</p> <table border="1"> <tr> <td>過年度分</td> <td>先数</td> <td>10件</td> <td>1,378,538円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度分</td> <td>先数</td> <td>277,983円</td> <td>86,823円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>先数</td> <td>10件</td> <td>1,656,461円</td> </tr> </table>	過年度分	先数	10件	1,378,538円	令和2年度分	先数	277,983円	86,823円	合計	先数	10件	1,656,461円	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①当該負担金は、平成6年～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。</p> <p>②措置児童の保護者負担分の請求であり、経済的困窮、措置後の所在不明、児童相談所の措置に不同意等により、支払いが遅延している状況である。</p> <p>③契約児童のセンター使用料の請求であるが、現在は経済的困窮により児童相談所の措置に移行しており、支払いが困難な状況である。</p> <p>④当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑤当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。</p> <p>⑥当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。</p> <p>⑦重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発生するものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしながら、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を追跡可能であ</p>
過年度分	先数	10件	1,378,538円										
令和2年度分	先数	277,983円	86,823円										
合計	先数	10件	1,656,461円										